

第 5 回 臨 時 会 会 議 録

令和 5 年 11 月 24 日（金）開会

南 小 国 町 議 会

令和5年第5回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年11月24日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第82号 専決処分の報告について（令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））

日程第4 議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第84号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）

日程第6 議案第85号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）

日程第7 議案第86号 令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第8 議案第87号 令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第9 議案第88号 工事請負変更契約の締結について

日程第10 議案第89号 工事請負変更契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 下 城 孔志郎

3 番 佐 藤 毅

5 番 井 野 和 哉

7 番 穴 井 秀 房

9 番 井 上 則 臣

2 番 北 里 桂 一

4 番 森 永 一 美

6 番 後 藤 六 男

8 番 穴 井 則 之

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 北 里 能 蔵

会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午後１時３０分

—————○—————

○議長（井上則臣君） こんにちは。

本日の出席議員は９名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和５年第５回南小国町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、６番、後藤六男議員、７番、穴井秀房議員を指名します。お二方、よろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第２ 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

会期は、本日１日と決定をいたしました。

—————○—————

日程第３ 議案第８２号 専決処分の報告について（令和５年度南小国町一般会計補正予算書（第６号））

○議長（井上則臣君） 日程第３、議案第８２号、専決処分の報告について（令和５年度南小国町一般会計補正予算書（第６号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第８２号、専決処分の報告について（令和５年度南小国町一般会計補正予算書（第６号））について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第８２号、専決処分の報告について。

地方自治法第１７９条第１項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和５年１１月２４日提出、南小国町長、高橋周二。

専第4号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第6号）。

次のページをお願いいたします。専第4号、専決処分書。令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月23日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第4号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第6号）。

次のページをお願いいたします。令和5年度南小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億66万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億2,244万5,000円とする。

令和5年10月23日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入です。

寄附金、寄附金、ふるさと寄附金、今回3億300万円を増額し、10億300万円とするものです。ふるさと納税寄附金3億円、企業版ふるさと納税寄附金300万円です。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回234万円を減額し、9,926万1,000円とするものです。予算ベースの基金残高でございます。17億3,583万4,436円。数字で申し上げます。1735834436でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 8ページをお願いいたします。歳出です。

総務費、総務管理費、企画費です。今回66万円を増額し、2億1,321万7,000円とするものです。内容としましては、報償費66万円、企業版ふるさと納税の増額見込みに伴うコンサルティング業者への仲介、マッチングに対する謝礼金に係る報償費の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 財政管理費、今回3億円を増額し、10億551万3,000円とするものです。内容としましては、役務費2,232万9,000円の増、サイト利用等でございます。また、委託料1億1,783万3,000円の増、謝礼品、送料等の委託の増でございます。積立金1億5,983万8,000円、基金積立金の増額分です。10月からの制度改正によりまして、寄附額が2分の1以

上、町のほうに残らなくてはならないため、返礼品の価格引上げ前の９月までの駆け込みが増加したため、予算をオーバーしそうでしたので、１０月２３日に専決をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

３番、佐藤毅議員。

○３番（佐藤 毅君） ふるさと納税増額は、非常にありがたい話です。９月末までの寄附額、それと１０月以降、今、一番最新で幾らになっているか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） すみません、９月末が私が調べておりません。今現在の金額が７億８,６６９万８,０００円でございます。よろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 聞こえなかったそうで、もう一度お願いします。

○総務課長（佐藤 徹君） 金額ですね、７億８,６６９万８,０００円でございます。

○議長（井上則臣君） ３番、佐藤毅議員。

○３番（佐藤 毅君） もう１点、１０月からの改正に伴って馬刺しの取扱いが非常に厳密化されるということで、今回当初が７億円の予算だったと思いますが、その取扱いに関して１０月以降、今現在どんな感じなのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 馬刺しにつきましては、県内と畜ということになっており、今のところ、在庫はあるような感じでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 8 2 号、専決処分の報告について（令和 5 年度南小国町一般会計補正予算書（第 6 号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 8 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第 4、議案第 8 3 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 8 3 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 8 3 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 1 月 2 4 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。国の人事院勧告に準じる熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料表及び期末勤勉手当の支給月数を改定するために、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第 1 条、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年南小国町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。新旧対照表で、後で説明いたします。

5 ページをおめくりください。下段でございます。第 2 条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。これにつきましても新旧対照表で説明いたします。

2 ページ、おめくりください。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第 1 条（新旧対照表）でございます。右が改正前、左が改正後となっております。改正前の期末手当、第 1 9 条第 2 項、『期末手当の額は、期末手当基礎額に、「1 0 0 分の 1 2 0」を乗じて得た額』を、改正後の「1 0 0 分の 1 2 5」を乗じ

て得た額として１００分の５、いわゆる０．０５月分を引き上げるものでございます。

改正前の第１９条第３項でございますが、定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中『「１００分の１２０」とあるのは、「１００分の６７．５」』を、改正後の第３項の下線部「１００分の７０」とするということで１００分の２．５、いわゆる０．０２５月分を引き上げるものでございます。

改正前の勤勉手当でございます。第２０条第２項第１号でございます。（１）の後段でございますけれど、勤勉手当基礎額に当該職員の次の下線部「１００分の１００」を乗じて得た額を、「１００分の１０５」に改正いたしまして、０．０５月分を引き上げるものとしております。

また、改正前の（２）でございますけれども、下線部「１００分の４７．５」を、改正後「１００分の５０」で１００分の２．５、いわゆる０．０２５月分を引き上げるということでございます。

別表第１、第３条関係でございます。

次のページをお願いいたします。改正前の１級の５号でございますけれども、これは高校卒業程度の試験の格付けの初任給でございます。１級の５号で「１５万４、６００円」が、改正後「１６万６、６００円」、１万２、０００円の引上げとなります。

次のページをお願いいたします。右側の改正前、１級の２５号が大学卒業程度の試験の格付けでございます。改正前が「１８万５、２００円」、改正後が「１９万６、２００円」となって、１万１、０００円の引上げとなっております。

新旧対照表の１０ページをお願いいたします。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第２条（新旧対照表）です。改正前、期末手当、第１９条第２項、『期末手当の額は、期末手当基礎額に、「１００分の１２５」を乗じて得た額』を、改正後「１００分の１２２．５」として１００分の２．５を引き下げるものでございます。

また、改正前の第１９条第３項の定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中『「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の７０」』を、改正後の「１００分の６８．７５」、１００分の１．２５、０．０１２５月分を引き下げるものでございます。

続きまして、勤勉手当、第２０条第２項でございます。第１号、当該職員の勤勉手当基礎額において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、下線部「１００分の１０５」を乗じて得た額を、改正後の下線部でございますけれども、「１００分の１０２．５」ということで１００分の２．５、いわゆる０．０２５月分の引下げを

行うというものでございます。

また、改正前の第20条第2項第2号でございますけれども、これにつきまして
も再任用職員の勤勉手当基礎額に、下線部「100分の50」を乗じて得た額の総
額を、「100分の48.75」を乗じて得た額の総額ということで100分の1.
25、0.0125月分を引き下げるものでございます。

10ページ前にお戻りください。附則でございます。施行期日等です。第1条、
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日
から施行する。

第2項でございます。第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和5年
4月1日から適用する。

第2条、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1
条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給
与条例の規定による給与の内払とみなすということでございます。

月例給与については、民間給与との格差が0.88%ございましたので、給料表
全体でそれに合わせて引上げを行います。先ほど説明いたしました初任給をはじめ、
若年層に重点を置いて引上げを行いまして、本年4月に遡及して改定をするもので
ございます。

期末勤勉手当については、令和5年度より期末手当を0.05月分、勤勉手当を
0.05月分、合わせて年間0.1月分を引き上げるものでございます。第1条では
本年12月期に期末手当0.05月分、勤勉手当0.05月分を支払うことといたし
まして、第2条により今年引上げになりました0.1月分の引上げ分を令和6年度
より6月期、12月期の期末勤勉手当に0.025月分を配分して支給するもので
ございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） 10ページですか、新旧対照表の、結局改正前の割合ですね、
第19条、期末手当「100分の70」とする改正前、それから改正後においては
「100分の68.75」とするということ、この減額されているわけですよね。これ
について、もうちょっと詳細に説明をいただきたいんですけれど。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 10ページの第2条に関する新旧対照表のところですが、
これにつきましては、令和5年度については既に6月期に支払いが終わっています

ので、0.1月分を期末手当と勤勉手当として支払いをします。それで、来年の令和6年度からの引上げ分については、0.1月分の期末勤勉手当を6月期の期末勤勉手当、12月期の期末勤勉手当で0.025ずつ配分をして支払いをしますと、合わせて0.1月分のボーナス（期末勤勉手当）が増額になりますので、そういうふうに関一回引き下げる。本年度は6月に払っていないので、12月にまとめて0.1か月分、令和6年度からはそれを期末勤勉手当として6月と12月に支給しますので、そこで減額をして0.1月分を増やすということになっております。よろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今回の改定で町としての人件費が総額どのくらい上がるのか、金額が分かれば教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 次の議案第84号で予算を出させていただこうと思っております。それによりまして、増額の金額は一般会計だけで1,042万7,000円くらい上がる予定となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第83号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

————○————

日程第5 議案第84号 令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第84号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第84号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第84号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）。

次のページをお願いいたします。令和5年度南小国町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,606万円とする。

令和5年11月24日提出、南小国町長、高橋周二。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回1,361万5,000円を増額し、1億1,287万6,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。17億2,221万9,436円。数字で申し上げます。1722219436でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里議会事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） 8ページをお願いします。歳出です。

議会費、議会費、議会費、今回21万1,000円を増額し、5,906万2,000円とするものです。給料、職員手当等、共済費、給料表改定、期末勤勉手当支給率改定に伴う増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 9ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費、今回349万7,000円を増額し、2億2,240万5,000円とするものでございます。給料、職員手当等、共済費とも給与改定に伴うものでございますけれども、職員手当等の児童手当の6万円だけは、給与改定ではなく、実際にお子様が生まれた分の手当でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、CATV運営事業費です。今回10万9,000円を増額し、7,680万4,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費ともに給料表改定に伴う給料等の増額となります。以上です。

○議長（井上則臣君） 松岡税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 10ページをお願いいたします。総務費、徴税費、税務総務費、今回126万5,000円を増額し、6,230万3,000円とするものでございます。内訳ですが、給料、職員手当等、共済費ともに給料表の改定による増額でございます。以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 11ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回74万9,000円を増額し、5,192万円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費ともに給料表改定に伴う増額です。以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 次のページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回68万3,000円を増額し、1億159万9,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費まで給与改定に伴う増額でございます。

13ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。今回28万2,000円を増額し、1,442万4,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費まで給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回121万9,000円を増額し、1億8,134万4,000円とするものです。内容としましては、こちらも同じく給料から共済費まで給与改定に伴う増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 14ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回70万1,000円を増額し、3億868万9,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費ともに給料表改定に伴う増額です。

続きまして、環境衛生費です。今回26万4,000円を増額し、2億1,811万8,000円とするものです。内容としましては、水道特別会計繰出金13万円、公共下水道特別会計繰出金13万4,000円を増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 15ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回96万8,000円を増額し、8,116万2,000円とするものです。給料、職員手当等、共済費ともに給与改定によるもの、繰出金23万円につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、16ページです。林業費、林業総務費です。今回8万5,000円を増額し、777万6,000円とするものです。給料、職員手当等、共済費ともに給与改定に伴うものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 17ページをお願いします。商工費、商工費、商工総務費です。今回20万6,000円を増額し、327万6,000円とするものです。内容としましては、給料、職員手当等、共済費ともに給与改定に伴う給料等の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土木費、土木管理費、土木総務費、今回125万円を増額し、7,830万1,000円とするものでございます。いずれも給与改定に伴うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 19ページをお願いいたします。消防費、消防費、災害対策費、今回10万円を増額し、741万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、消耗品費でございますけれども、防災備蓄品を買おうとしておりましたが、備蓄品の価格が高騰しておりまして、当初予算では買えないことが分かりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局（穴井康治君） 20ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正額72万6,000円を増額し、9,720万円と

するものです。内容につきまして、給料、職員手当等、共済費ともに給料表改定に伴う増額となっております。

次のページをお願いいたします。21ページです。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額130万円を増額し、4億5,903万9,000円とするものです。内容につきましては、使用料及び賃借料130万円の増額、車借上げ料の増額となっております。各小学校におきまして校外学習等の実施を再開しておりますが、スクールバスでの利用を計画しておりましたが、年間委託費内での利用回数を超えてしまうことになるため、登下校に支障がないように別途計上するものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 19ページの需用費の消耗品10万円プラスということで防災備蓄品ということでしたけれども、前もあつたと思いますけれど、何をどれぐらい買うのに10万円足りないのか、その詳細を教えてくださいたいのと。併せて、最後の21ページ、借上げ料、スクールバスの利用料ですけど、これは大体1回当たり幾らというのが決まっていれば何回分130万円で可能なのか、そこも教えてください。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 備蓄品の購入の予定でございますけれども、品名が、まず、「そのままご飯」、そのまま食べられる御飯がございますけれども、それを1箱30袋入を24ケース、それと「マジックライス」というのがございまして、これが「白飯」「わかめご飯」「五目ご飯」「青菜ご飯」、50袋入でございますけれども、各々4ケースずつ、それと「サバイバルパンエコパッケージ」というのが、「チョコチップ」「ミックスフルーツ」12ケース、「ハスカップ」「シーベリー」6ケース、それと「フリーズドライビスケット」48個入を12ケース、それと「非常用保存飲料水」2リットル6本入を8ケース、500ミリリットル24本入を20ケースの予定で購入をしたいと思っております。合わせて、この金額が109万8,000円となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 借上げにつきましての説明というか、補足になりますが、そもそも津埜運送さんへのスクールバスの業務委託の内容につきまして、りんどうヶ丘小学校及び市原小学校、波居原地区に關しましてのスクールバスの年

間委託契約を約1,500万円でさせていただいております。その中で、それにプラス20回の小国郷内へのスクールバスの利用というところで年間委託契約をしています。

しかしながら、今回コロナが明けたというか、緩和されたことで、その利用がかなり増えております。実際のところ、コロナ禍の中でも各小学校合同で行っていたものを、単独校での校外学習なり社会科見学等の計画変更となっております。それに伴いまして、回数の増は、予測以上というか、想定以上に増えていたのと、あと阿蘇郡市内または熊本市内、例えば西原のミルク牧場等の計画もあったり、あと湖池屋の阿蘇工場の社会科見学等々、そういった部分の遠距離での利用も増加の傾向となっております。先ほどの130万円の内訳という、すみません、手元に資料を準備しておりませんでした、11月から来年の3月までの計画で3校合わせまして29回の利用というか、バスの借上げの計画となっております。小国郷内はもちろん、阿蘇管内、一番遠くが動植物園までであったかと思います。一番遠方と言えば、そちらの分まで入っておりますので、そういった分での合計で130万円となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 教育委員会のほうから先にいきましょうか。スクールバスの利用、当然学校それぞれ年間計画なり行事予定だとか、そういうのは事前にあるはずなんですよ。コロナが明けたから、どんどん行きましょうというわけじゃないと思うし、当初からそれなりの計画はあったんじゃないかなと思うけれど、今後、来年以降もそうですけれど、基本的な年間1,500万円での津埜さんへの契約内容というのは今後も見直していかないと、また途中で補正を組んだりしないといけなくなるということでもいいですか。教育機会を増やすというのは悪いことではないですけれど、僕は、ただ予算の取り方として、その計画性の甘さというか、学校との連携はどうでしたかということ聞いております。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） そうですね、まず、その見通しというか、そういった部分で少し小国郷内での移動でしか私たちとしても見ていなかったというのが問題点だったかなと記憶しております。確認不足もありましたが、ただ活動自体が単独校で行きたいというところが、そこをまた合同でというところで少しお願いはしてみたのですが、やはりまだどうしても、コロナはもちろんなんですが、インフル等の対策等も踏まえまして、それぞれの単独校でということになりました。その上で、来年度（次年度）以降につきましては、津埜運送さんとの契約は登下校の

みに絞りたいと思っております。本年の夏場にありましたが、黒川のほうで一部ルートの変更等を行いまして、時間の変更等を行いながら、そちらでも少しスクールバスの委託費が増額にはならなかったんですが、調整のほうでさせていただいた分も多少影響はあったかと思えます。そういったこともありまして、来年度は登下校のみの委託契約で、各校の社会科見学、校外学習につきましては1校1校で必ず見積りを取ってくださいとお願いをした上で、別の契約、別の事業というか、登下校事業と校外学習事業に分けて実施をしていきたいと、今、学校と調整を行っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 契約の中身になってくるかと思うけれど、パックで契約したほうがトータル的に安くなるという可能性もあるのかなとは思いますが。また、学校がこういうことをやりたいと言ったときに、見積りをどんどん出されて、いわゆる規制がないというか、青天井でこれもやりたい、あれもやりたい、これもやりたいと持ってきたときに、全てを認めてしまうのか。それは教育委員会の中で議論していただきたいと思えますけれど、その辺も含めてしっかり運行ないし、今後のスクールバスの在り方というのは見ていただきたいとお願いします。

それと、備蓄に関しては、これを購入される部分でどれぐらいの人数がカバーできるのかと、保存場所が多分何か所かに分かれていたと思いますので、有効期限等を考えて購入を適宜されているとは思いますが、これで大体どれぐらいの人間といいますか、人員の非常食として計算ができていいのか、そこを教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 人間といいますか、まず今回から消費期限が切れるものがありますので、その分の補填といいますか、それを購入する予定でございます。まず、御飯も5年のものと7年のものとか、消費期限が変わってきているのもございますし、何人分というのが日にちによっても違うし、食事の回数によっても違いますので、答えるのがなかなか難しいところではございますけれども、防災備蓄品の備蓄場所については、中原小学校の倉庫、それと役場の防災倉庫、りんどうヶ丘小学校の倉庫の3か所を備蓄品の倉庫としております。よろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 関連で災害対策費の防災備蓄品の分なんですが、その消費期限が近づいたものについてはどのような対応をされているのか、お伺いします。

○議長（井上則臣君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） まず、中には子供さんが食べられるようなものもありますので、それについては、果たしてそれをちゃんと食べていただけるのかということもありまして、期限がすぐすぐ切れるのはまずいんですけど、ちょっと前に切れるものを保育園に出したり、あと自主防災組織の訓練のときに出したり、それと今うちのほうから自主防災組織の会合とかに加藤さんが出前で行っておりますけれど、そのときに調理をしたりして、どういうものかというのを知ってもらって、非常時のときにこうやって使うというのを理解してもらうために使おうと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第84号、令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第85号 令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第85号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第85号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第85号、令和5年度南小国町水道事業特別会計補

正予算書（第３号）。

次のページをお願いします。令和５年度南小国町の水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億４,８９９万８,０００円とする。

令和５年１１月２４日提出、南小国町長、高橋周二。

６ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回１３万円を増額し、３,９１８万８,０００円とするものです。一般会計からの繰入金となります。

続きまして、歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、今回１３万円を増額し、３,２３０万１,０００円とするものです。いずれも給料の改定によるものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第８５号、令和５年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第３号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第８６号 令和５年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第２号）

○議長（井上則臣君） 日程第７、議案第８６号、令和５年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第２号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第86号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第86号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）。

令和5年度南小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,214万4,000円とする。

令和5年11月24日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回23万円を増額し、1,721万8,000円とするものでございます。繰入金の増となります。

続きまして、歳出です。

集落排水費、集落排水管理費、集落排水総務費、今回23万円を増額し、503万1,000円とするものです。いずれも給料の改定によるものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第86号、令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

————○————

日程第 8 議案第 87 号 令和 5 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書
(第 4 号)

○議長（井上則臣君） 日程第 8、議案第 87 号、令和 5 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第 4 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 87 号、令和 5 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第 4 号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第 87 号、令和 5 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第 4 号）。

令和 5 年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,295 万 1,000 円とする。

令和 5 年 11 月 24 日提出、南小国町長、高橋周二。

6 ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回 13 万 4,000 円を増額し、4,986 万 9,000 円とするものです。繰入金の増となります。

続きまして、歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回 13 万 4,000 円を増額し、2,359 万 5,000 円とするものです。いずれも給料表の改定によるものでございます。以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第87号、令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）
の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

2時40分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

—————○—————

日程第9 議案第88号 工事請負変更契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第9、議案第88号、工事請負変更契約の締結についてを
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第88号、工事請負変更契約の締結については、教育委員
会事務局長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 議案第88号、工事請負変更契約の締結につい
て。

南小国町立りんどうヶ丘小学校屋内運動場長寿命化改良工事の請負変更契約を次
のように締結する。

令和5年11月24日提出、南小国町長、高橋周二。

1、工事名、南小国町立りんどうヶ丘小学校屋内運動場長寿命化改良工事。

2、工事場所、南小国町大字満願寺字小葉瀬地内。

3、契約金額、変更前1億4,465万円、変更後1億4,649万3,365円、
184万3,365円の増額となります。

4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町宮原1978番地、株式会社橋本建設、
代表取締役、渡邊建英。

提案理由。南小国町立りんどうヶ丘小学校屋内運動場長寿命化改良工事のため、

地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1枚、お開けください。次のページに仮契約書を添付させていただいております。変更請負の増額としまして184万3,365円となっております。

次のページをお願いいたします。変更の内容につきまして主なものを説明させていただきます。次のページのアリーナ東側の妻側の上部になりますが、こちらがガラスで当初計画を行っておりました。こちらを日差し（太陽光）が入り過ぎるということで学校と設計のほうと協議をいたしまして、防災ガラスから樹脂性の壁に変更を行った分になります。

次のページをお願いいたします。最後になりますが、こちらは自動火災報知器の関係になります。熱感知器より煙感知器への移行を行ったため、変更となっております。当初設計では熱感知器関係で行っておりましたが、現在の主流というか、感知の仕方から煙感知のほうが推奨されていることもありまして、こちらへの変更を行っております。

あと、その他につきまして、図面にはございませんが、トイレ工事を行う際に経年劣化によりまして屋外の給水管（水道管）の漏水が確認できまして、その際の復旧工事、それから2枚目の図面の一番左上部になりますが、スロープの設置を行いました。スロープ設置の際に雨水枡が少し邪魔になりまして、その移設費用が増となっております。

説明は以上となります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 追加工事により工期もまた延長されておりますけれども、当初は10月末には完成予定ということで工事を開始したかと思いますが、学校の授業、行事あたりにその点の支障はないのか。確か一昨日でしたか、ここの会場で、りんどうヶ丘小学校の学習発表会はきよらホールで行われたと思いますが、やはり学校の授業、行事あたりに大きな影響が出ているのではないかと思います。そのあたりはどういうふうに対応されていますか。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 工期の延長につきましては、学校側にも相談はさせていただいた上で、先ほど議員もおっしゃったように、学習発表会等につきましては、きよらホール等を活用していただきながら行っております。工事につきま

して、一番当初は10月末だったかと思います。もともと契約工期としましては、今月末となっております。工事自体は、今、竣工に向けて行っておりますし、竣工当初関係と今回の変更等も含めまして少し工期の延長は一部行うこととしております。すみません、先ほどの2枚目になりますが、仮契約書内の工期変更も併せて契約をさせていただきたいと考えております。11月末であったものを12月28日までの工期延長とさせていただいております。ただ、工事自体、本体工事が終了次第、現場の検査を行いまして、利用は即時にでも活用できるようにしたいと思っております。工期内で残りの竣工図書、書類、保証書関係の提出を待つて、完全な竣工といった形で考えておりますので、現場の工事が終わり次第、随時検査は行っていきたいと考えております。学校側にもその旨で説明をしております。現在のところ、利用の内容としては、一番大きなもので言えば卒業式といったことになっておりますので、その他、終業式、始業式等を踏まえたところでの活用自体には支障はないかなと考えているところです。遅くとも12月、来週には現場工事自体は完了できるかと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） では、具体的に雨天等、悪天候の場合の体育の授業、このあたりは小学校ではどういうふうに対応されていますか。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） その場合は、授業等、基本的には変更を行いながら活動を行ってもらっております。現在のところ、ありがたいことに天候がどうにかもっているし、持久走関係の練習もどうにか外のほうで活動はできているというところです。雨天時は一部変更等を行ってもらいながら、やってもらっているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 88 号、工事請負変更契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 10 議案第 89 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（井上則臣君） 日程第 10、議案第 89 号、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 89 号、工事請負変更契約の締結については、教育委員会事務局長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 穴井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 議案第 89 号、工事請負変更契約の締結について。

南小国町立市原小学校屋内運動場長寿命化改良工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 5 年 11 月 24 日提出、南小国町長、高橋周二。

1、工事名、南小国町立市原小学校屋内運動場長寿命化改良工事。

2、工事場所、南小国町大字赤馬場 1922 番地。

3、契約金額、変更前 1 億 3,178 万円、変更後 1 億 3,395 万 1,005 円、217 万 1,005 円の増額となります。

4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡小国町宮原 1978 番地、株式会社橋本建設、代表取締役、渡邊建英。

提案理由。南小国町立市原小学校屋内運動場長寿命化改良工事のため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

1 枚、お開けください。先ほどと同様になりますが、仮契約書を添付させていただいております。217 万 1,005 円の増額分の契約となります。併せまして、工期の変更も 12 月 28 日までと変更の契約を行っております。

1 枚、お開けください。図面になります。主な変更点等の説明となります。まず、

1枚目の図面で、これが本校舎より体育館への渡り廊下分の図面となります。こちらの屋根の部分、当初は下地処理等を行って塗装をし直す予定でありましたが、下地を確認した時点で劣化がかなり激しく、屋根の新規の付け替えを行うこととしました。腐食等も進んでいることから、交換のほうでの判断とさせていただきました。また、併せて、この渡り廊下の下地の部分というか、下側の部分なのですが、恐らくではありますが、トラックと箱車等が一部当たっていたような形跡も見受けられました。そちらも一部調整を行うところでの変更を行っております。

それから、1枚、お開けください。こちらが仮設道路の図面となります。グラウンドからグラウンドへ鉄板を敷きまして、別館下の取付道路のところの仮設道路を現在かさ上げして仮設道路としております。こちらは学校との協議を行いまして、鉄板は撤去を行いますが、別館横からの下りの傾斜、こちらの現在の形のほうが利用しやすいといったところの相談がありました。台風、災害等々の被災時に引渡しを保護者に行いますが、車の乗り入れをする際にも現在の仮設道路の傾斜のほうが車両への破損や、そういった部分も考えましても現在のほうが良いということで、設計、橋本建設さん、教育委員会と学校と協議を行いまして、現在の形で残していくといった決定をさせていただきました。ですので、産廃というか、撤去費用等は減になりますが、現在この中に鉄板等の合わせての埋め込みを行っております。その鉄板等のリースで行っていた分の買上げ等が発生をします。また、埋め上げを行うことで高さの関係もありますが、下り部分になります。そのまま別館横を下りてきますと水路が目前にございますので、そういったところのフェンス設置、そういった部分を合わせまして総額的には増減はそんなに差はないぐらいの金額になっていたかと思います。また、一部鉄板等が飛び出している部分もありますので、その切断等の工事も併せて行うような形で計画変更をさせていただきました。

もう1枚めくっていただくと見やすかったですね、失礼しました。ちょうど別館横、下りの部分と、L型に折れて、今、仮設道路を設置しておりますが、こちらをそのまま残す形と、この図面でいきますと左側に既設の水路等がございますので、こちらにフェンスを設置させていただきたいと考えております。

それから、もう1枚めくっていただきますと、河川側の外壁の図面となっておりますが、こちらでは出ておりませんが、外壁関係のところの下地の部分はそもそも腐食が激しくて交換の予定をしておりましたが、こちらが実際取ってみたところ下地の腐食がそれほどでもなかったということで、こちらの部分は工事費の減額が発生した部分になります。

最後の図面になります。こちら河川側から見た部分になりますが、上の分が、上部のトラス部分のところで雨水防止のために水切りのところの鉄板の加工があり

ましたが、現地での協議を行いまして、そのアルミの鉄板の大きさを、簡単に言うと、ちょっと大きくした形で水が入りにくい施工を行った部分を変更させていただきました。全面的にその部分の加工を行いましたので、55万円弱ぐらいの増額になっております。

あと、この図面では見にくいんですが、維持管理のためのタラップ、はしご関係の部分の一部変更を行っております。はしごのみの設置であったものを、上部に行ったところで半円形の転落防止のためのはしごに変更させていただきましたので、それプラス、タラップの場所を2か所ほど増やした部分がございます。そのあたりが合計で言えば100万円超の増額となった部分になります。

説明としては以上になります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第89号、工事請負変更契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

本日の日程は、全てこれにて終了しました。

これにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 2 時 5 8 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6 番

会議録署名議員 7 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第82号	専決処分の報告について（令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））	11月24日	承認
議案第83号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11月24日	原案可決
議案第84号	令和5年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）	11月24日	原案可決
議案第85号	令和5年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第3号）	11月24日	原案可決
議案第86号	令和5年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第2号）	11月24日	原案可決
議案第87号	令和5年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）	11月24日	原案可決
議案第88号	工事請負変更契約の締結について	11月24日	原案可決
議案第89号	工事請負変更契約の締結について	11月24日	原案可決

南小国町議会会議録
令和５年第５回臨時会

令和５年１１月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 北 里 能 蔵
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電 話 (0967) 42-1125